

各 部 局 長 殿

財務省大臣官房会計課長

羽 深 成 樹

公共工事における契約の過程に係る苦情処理の手続について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)に基づき、入札及び契約の過程に関する苦情処理を適切に処理する仕組みを整備するよう定められていることから、苦情処理について、下記により行うこととしたので通知する。

記

第1 苦情処理の対象となる公共工事及び測量・建設コンサルタント等業務

- 1 苦情処理の対象となる公共工事及び測量・建設コンサルタント等業務は、原則として随意契約方式による契約の場合とする。ただし、国の行為を秘密にする必要があるもの並びに工事においては予定価格が250万円を超えないもの及び測量・建設コンサルタント等業務においては予定価格が100万円を超えないものを除く。
- 2 政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の対象公共工事及び測量・建設コンサルタント等業務については、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)に基づく政府調達苦情検討委員会による苦情処理が行われることに留意すること。

第2 苦情の申立て

- 1 苦情の申立てに係る手続の明示  
各契約担当官等は、次の2から5に係る苦情の申立て手続については、掲示する方法により、明示するものとする。ただし、本通知により対象となる公共工事及び測量・建設コン

ルタント等業務に限るものとする。

## 2 苦情の申立てができる者

随意契約方式による契約の場合に、当該契約の同一の業種の区分に登録がある有資格業者のうち、公表された随意契約の理由等をもとにして、契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、当該契約担当官等に対して契約の相手方として選定されなかった理由について苦情の申立てができるものとする。

## 3 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、当該契約担当官等が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、当該契約担当官等に対して書面（以下「苦情申立書」という。別紙様式）により、行わなければならない。

## 4 苦情の申立ての却下

契約担当官等は、苦情の申立てに対して、第2の2に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載ある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

## 5 苦情の申立てへの回答

契約担当官等は、苦情の申立てに対して、苦情を申立てることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答する。なお、事務に支障を期する場合等合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延期できる。

契約担当官等は、苦情申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書を閲覧による方法により速やかに公表を行う。

## 第3 再苦情処理

### 1 再苦情の申立て

契約担当官等は、苦情の申立てに対する回答書を通知する場合、再苦情の申立てができる旨を回答書に記載し、相手方に対して教示しなければならない。

### 2 再苦情の申立て及び再苦情の処理の方法

再苦情の申立て及び再苦情の処理に係る具体的な手続については、「財務省入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成19年11月29日付財会第2673号）によるものとする。

## 附 則

本通達は、平成19年11月29日から適用する。